

## 【フィリピン】新型コロナウィルスの影響による知財庁業務の閉庁について（続報）

2020年4月9日  
ジェトロ・バンコク事務所

フィリピン知財庁 (IPOPHIL) は、最小限の機能を残して4月15日まで閉庁する旨公表していたが、4月8日、閉庁期間を4月30日まで延長する旨を発表した。これと併せて、IPOPHL から期限等について、以下の通知がなされた。

1. IPOPHL はテレワーク期間を2020年4月30日まで延長。
2. IPOPHL で予定されていた口頭審理（調停含む）は引き続き2020年4月30日まで延期。
3. 2020年3月16日から5月15日までの間に提出期限が設定されたすべての文書、申請、証拠及び支払いの期限は、元の提出期限から60日間延長。
4. 2020年3月16日から4月30日まで特許、実用新案、意匠および商標の出願はIPOPHL の電子出願システムを通じて可能。出願処理は閉庁期間が明けてから開始される。上記期間における紙による出願は認められない。
5. 優先権主張を伴う特許、実用新案、意匠および商標の出願は、優先権の有効期限に間に合わせるべく、IPOPHL の電子出願システムを使用しなければならない。
6. 2020年3月16日から5月15日までIPOPHL の電子出願システムを介した新規出願（優先権主張を伴うものも含む）の出願料支払い期限については、電子出願日から60日間猶予する。電子出願日が出願日とみなされる。ただし、出願人がオンライン支払いシステムを使用することを選択してもよい。
7. 紙の文書は閉庁期間中は停止する。防疫措置経過後の初日に当たる2020年5月4日に提出をすることができる。
8. 2020年3月16日から4月30日までの間、謄本の提供は停止する。
9. 2020年3月16日から4月30日までの間に予定されていた、セミナー、会合、パブリックヒアリングは延期する。
10. IPOPHL のメールボックスへのアクセスを防疫期間中、停止する。

情報公開日

2020年4月8日

URL等

IPOPHL のお知らせ

<https://www.ipophil.gov.ph/news/advisories/>

メモランダム回章

<https://drive.google.com/file/d/1uCovYA5y7aguQd-ZSQjD2JkdiZYQGTHN/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 4 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。